

住民税・所得税 申告情報 (第3回)

問 財務課 町民税係 ☎62-9122

まもなく申告の期間が始まります。皆様、申告の準備はお済みでしょうか。
次ページの日程で、所得税確定申告書作成指導会および住民税申告相談会を行いますので、申告が必要な方は忘れずに申告をお願いします。



なお、**確定申告期間中は役場財務課窓口での申告相談等はできません。**
また、**3月1日(木)、3月7日(水)、3月12日(月)**は、申告相談会は行いませんので、ご承知おきください。

(1) マイナンバーの記入および本人確認について

平成28年分より確定申告書等の提出の際には
本人と扶養親族等のマイナンバーの記載、本人確認書類の提示が必要となっています。

昨年は番号確認書類、身元確認書類について添付をお願いしていましたが、平成29年分より町申告相談会でも提示により確認ができることとなりました。

【本人確認 関係】

◆マイナンバーカード(写真付きのもの)をお持ちの方

マイナンバーカードだけで本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。



◆マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを
確認できる書類》

- ・通知カード
 - ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限る)
- などのうちいずれか1つ

+

身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることが
確認できる書類》

- ・運転免許証
 - ・身体障害者手帳
 - ・パスポート
 - ・在留カード
- などのうちいずれか1つの写し
※写真付きでない身分証明書を提示する場合、公的医療保険の被保険者証と年金手帳など、2種類以上の提示が必要です。

【配偶者・扶養親族・専従者 関係】

◆控除対象配偶者、扶養親族、専従者のマイナンバーも必要になります

申告書へ個人番号の記載が必要となりますのでマイナンバーカード、通知カード、住民票の写し等により番号の確認をしていただき、記載をお願いします。

◆早くて便利なe-Taxをご利用ください◆

申告期間中は、税務署、申告相談会場が大変込み合います。

そこで、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の確定申告書等作成コーナーで、簡単に申告書を作成することができます。作成した申告書を印刷すれば、税務署に郵送等でも提出でき大変便利です。

また、e-Taxを利用し作成した場合は、申告書等のデータが自宅から税務署に送信できます。

なお、e-Taxのご利用に当たっては、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号などを取得してください。(オンラインで取得できます。)

※作成した申告書を印刷して郵送する場合は、事前の手続きは不要ですので、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーを是非ご利用ください。

(2) 申告相談会日程

役場入口のロビーが受付となっております。また、来場者の分散のため対象区を設定させていただいていますが、それ以外の日でも相談いただけます。例年午前中は大変混み合いますので、午後お越しいただくか、時間に余裕をもってお越しください。役場前駐車場が満車の場合は、第二体育館前駐車場をご利用ください。

| 相談日 | 対象区(目安) | 受付時間 | 受付 |
|---------------------------------|---|-------------------------|--|
| 2月16日(金) | 上蔦木・下蔦木・神代 | 午前9時～午前11時 午後1時～午後4時 | 役場1階 ロビー ※直接1階ロビーへお越しください。受付順に相談会場へご案内します。 |
| 2月19日(月) | 南原山・富原・富ヶ丘・瀬沢新田・桜ヶ丘 | | |
| 2月20日(火) | 立 沢 | | |
| 2月21日(水) | 烏帽子・信濃境・池袋 | | |
| 2月22日(木) | 富里・富士見台 | | |
| 2月23日(金) | 乙 事 | | |
| 2月26日(月) 税理士による確定申告 相談実施日 | 全 町 ※税理士による確定申告相談 受付時間：午前9時30分～午前11時 午後1時～午後3時 | | |
| 2月27日(火) 税理士による確定申告 相談実施日 | | | |
| 2月28日(水) | | | |
| 3月 2日(金) | | | |
| 3月 2日(金) | 平岡・机・先能・瀬沢 大平・松目・原の茶屋・富士見ヶ丘・塚平 | | |
| 3月 5日(月) | 木之間・若宮・花場・休戸・横吹・とちの木 | | |
| 3月 6日(火) | 富士見 | | |
| 3月 8日(木) | 小六・高森・広原・葛窪・田端・先達 | | |
| 3月 9日(金) | 御射山神戸・栗生 | | |
| 3月13日(火) | 全 町 | 午前9時～午前11時 (午前中のみ) | |
| 3月14日(水) | | | |
| 3月15日(木) | | | |

下記に該当する方は、役場で行う所得税確定申告書作成指導会および住民税申告相談会では相談を受けることができませんので、お手数ですが直接、諏訪税務署で申告をお願いします。

- 土地や建物、株式、先物取引、ゴルフ会員権などの資産の売却や交換などをした方
- 住宅ローン控除を初めて申告する方
- 税理士や税理士法人等が関与している法人の役員の方
- 青色申告の方
- 贈与税、相続税等の申告をされる方